

伊丹市病児・病後児保育予約システム導入に関する
業務仕様書

令和7年9月

伊丹市

1. 業務の概要

(1) 業務名

伊丹市病児・病後児保育予約システム導入に関する業務

(2) 目的

本業務は、病児・病後児保育予約システムを導入することにより、病児・病後児保育を利用する際の事前登録や予約等をスマートフォン等で行える環境を構築し、保護者の利便性の向上を目指す。

また、併せて病児・病後児保育実施施設が行う予約、キャンセル等の対応をシステム化することにより、業務負担の軽減を図り、病児・病後児保育業務に専念できる環境を構築することで保育の質の向上を目指す

(3) 業務の範囲

- ①クラウド環境で利用できるシステムの提供
- ②各種操作マニュアルの提供
- ③操作研修会の実施
- ④運用及び保守の実施
- ⑤その他、病児・病後児保育予約システム導入及び運用保守に関する業務

(4) 履行期間

- ①導入期間：令和7年11月～令和8年1月
- ②運用期間：令和8年2月～令和10年10月

(5) 履行場所

伊丹市千僧1丁目1番地（伊丹市役所） 他

なお、対象となる病児・病後児保育施設は以下のとおり

施設名	住所	利用定員
みどり保育園	伊丹市昆陽池1丁目100	2名
ポピンズナーサリースクール伊丹	伊丹市中央1丁目1番1号5F	2名

※令和8年度以降、実施施設増加の見込

2. 業務内容

(1) システム導入

導入するシステムはインターネットを介して提供されるものであり、かつ以下の要件を満たしていること。

①システム要件

- (i) クラウド型の提供サービスであること。
- (ii) サーバー等の環境設備は日本国内に設置し、データを安全に管理すること。
- (iii) 病児・病後児保育施設及び本市の利用端末に特別なソフトウェアを導入することなく利用できること。
- (iv) 24時間365日サービス提供が可能であること。ただし、システムメンテナンス等のシステム運用に最低限必要な時間の停止及び計画的な停止は除く。
- (v) 定期的にバージョンアップ（機能改善、バグ対応等）の対応がなされており、常に最新のシステムが利用できること。

- (vi) システム及びデータに対して自動でバックアップを行う機能を有すること。
- (vii) インターネット接続については、暗号化等のセキュリティ機能を確保すること。
- (viii) 利用するクラウドは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されていること。
- (ix) 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が定める「安全なウェブサイトの作り方」改定第7版の第1章「ウェブサイトアプリケーションのセキュリティ実装」に示される11種類の脆弱性について対策を行うこと。
- (x) 本市のゼロトラストセキュリティ環境下において、支障なく全ての機能が動作すること。

②基本機能

- (i) パソコン及びスマートフォンでの入力が可能であること。
- (ii) 操作性が高く、わかりやすいシステムであること。
- (iii) 入力必須項目と入力任意項目が区別できること。
- (iv) 原則全ての登録されたデータをエクセル又はCSV形式で出力することで、施設や本市がデータ加工して資料を作成できること。
- (v) 登録者を氏名や読み仮名等で容易に検索ができること。
- (vi) 次のOS及びウェブブラウザで利用できること。

OS：Microsoft Windows11以上、MacOS最新版、iOS最新版、Androidサポート対象

ウェブブラウザ：Google Chrome、Safari、Microsoft Edgeの各最新版

③利用者情報登録機能

- (i) 利用の前提として、登録を必要とすること。
- (ii) 利用者が情報を入力する際に、個人情報の取扱いにかかる同意文書及び同意の旨を入力するためのチェックボックス等を表示すること。
- (iii) 利用者が利用児童の基礎的情報（アレルギー情報、予防接種履歴等）の入力及び登録ができること。
- (iv) 利用者が利用児童の基礎的情報（アレルギー情報、予防接種履歴等）の入力更新ができること。
- (v) システム入力環境がない人について、紙で提出されたものを施設管理者が登録できること。

④施設空き状況の確認、施設予約、キャンセル機能

- (i) 利用者は24時間予約入力ができること。
- (ii) 利用者の予約入力後、施設管理者により予約が確定すること。
- (iii) 予約確定後、空き状況の更新を行うこと。
- (iv) 予約確定やキャンセル待ち等ステータス変更時に、利用者にメッセージを自動送信すること。
- (v) 前日の夜等に、利用者にリマインドのメッセージを自動送信すること。
- (vi) 予約時に利用者が、病状や診断名を入力し、施設管理者に情報提供できること。
- (vii) 利用者は予約キャンセル入力ができること。
- (viii) キャンセル可能な時間帯を設定できること。

(ix) 利用者のキャンセル入力を受けて、空き状況の更新を行うこと。

(x) 利用者が、各施設の空き状況の検索を行うことができること。

⑤施設管理者（病児・病後児保育施設）管理機能

(i) 利用者がリスト化され、当日の予約状況を確認できること。

(ii) インターネットが使用できない利用者の予約も、同システム内で入力・管理できること。

(iii) 利用者の利用履歴が閲覧できること。

(iv) 利用履歴やキャンセルのデータがCSV形式で出力できること。

(v) 登録者に対し、一斉メールが送信できること。

⑥本市管理機能

(i) 施設が保有する利用者の登録や利用状況の情報を閲覧できること。

(ii) 施設の空き状況が、常時確認できること。

(2) 運用に関する要件

①各種問合せ、ソフトウェア保守、障害に関する窓口を常設し、本市及び施設からの問い合わせに対応すること。また緊急時においては、常時電話連絡ができる体制を構築すること。

②本システムに障害が発生した場合、本市及び施設からの問い合わせに対して、障害の原因についての切り分け作業を行うこと。また切り分けた原因に応じて、必要な保守作業を実施すること。

③本システムの運用方法、操作方法及びシステム機能に関する問い合わせを電話及びメール等で受け付け、回答すること。

④本システムのプログラム欠陥等に起因する障害が発生した場合、その復旧作業を行うこと。また当該プログラム欠陥等がシステム等に影響を与えないよう、必要な修正を行うこと。

⑤本システムの運用において、バックアップ情報からシステムの復旧が必要となった場合、迅速に復旧作業を行うとともに、復旧の成功を確認すること。

⑥上記②、④及び⑤の作業を行った際に、利用者、施設及び本市への報告が必要と判断される場合には、ウェブサイトやメール等にて報告を行うこと。

⑦アクセス状況及び不正アクセスを監視する等により、サイバー攻撃及び情報漏洩、改ざん防止対策並びにセキュリティホール対策を適切に講じること。

⑧アクセスログを開示、提供すること。また、不正アクセスが発生した場合には速やかに本市に報告し、必要であればアクセスログの開示、提供をすること。

⑨本システムと利用者及び施設間の通信は暗号化を用いて情報漏洩対策が実施されていること。

⑩システムの脆弱性診断を定期的実施すること。

⑪利用端末のOSやブラウザ等のバージョンアップに随時対応し、システムが利用可能な状態を維持すること。

⑫国の関係法令等に従いシステムのメンテナンスを行うこと。

⑬保守対応は日本で行うこと。

(3) 保守に関する要件

次の要件に基づき、本システムの障害対応を行うこと。

- ①本システムに障害が発生した場合は、速やかに連絡を行うこと。
- ②障害復旧に向けた対応策を検討し、実施すること。なお、受注者のみでの対応が困難な場合を含め、障害発生時の連絡体制及び対応フロー等を事前に構築しておくこと。
- ③障害復旧後、障害発生の原因を究明し、再発防止策を検討するとともに、必要な防止策を実施すること。
- ④システム保守対応の時間は、原則として本市の開庁時間に準じるが、障害の重要度又は緊急度が高く、本市が業務に支障をきたすと判断した場合は、同時間外も対応を行うこと。
- ⑤障害状況を発生時点や障害対応時点等で、適切な連絡手段にて随時報告すること。
- ⑥導入ソフトウェア保守として、次の項目を実施すること。
 - (i) 導入ソフトウェア（OS含む。）に対する修正パッチ及び修正モジュールがベンダーより提供された場合、適用作業を行うこと。
 - (ii) 導入ソフトウェア（OS含む。）に関する問合せ、セキュリティ情報等の提供及び障害発生時における解決支援に対応すること。

(4) システムの導入に係る支援

- ①必要な機器の準備（初期設定）・導入を行うこと。
- ②運用テストの実施及び発見された不具合を修正すること。
- ③本市職員及び病児・病後児保育施設職員向けの基本操作研修等を実施すること。
- ④操作に関するマニュアルを作成し提供すること。マニュアルはできる限り専門用語を使わず、ICT知識の乏しい者にも理解しやすい記述とし、実際の画面キャプチャ等を用いてわかりやすく説明すること。機能の修正等があった場合には、該当部分を更新したマニュアルを速やかに作成し、電子データを提供すること。
- ⑤その他、利用開始に必要な作業を実施すること。

3. 納品物の提出と提出期限

受注者は運用開始までに以下の書類を提出すること。なお、納品場所は教育委員会事務局こども未来部幼児教育保育室教育保育課とする。

- ①導入業務に関する業務完了届及び業務完了報告書
- ②運用保守業務に関する実施計画書
- ③運用・保守体制図
- ④マニュアル（利用者、本市、施設）

4. 再委託

本業務の委託契約部分に係る業務の一部の処理を第三者に委託する場合、予め書面による再委託に係る本市の承認を得る必要がある。また、受注者は再委託先の行為については、全責任を負うこと。

5. 支払条件

導入に関する部分については、導入業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払いするものとする。運用及び保守に係るシステム使用に関する部分については、毎月払い（使用月の翌月末払い）とする。

6. その他

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、本市と受注者が協議して決定することとする。